

「いわて幸福白書 2026」作成業務

企画提案審査要領

令和 7 年 7 月
岩 手 県

この「企画提案審査要領」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する『いわて幸福白書 2026』作成業務（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案審査委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、別表の審査基準に基づき、審査を行うものとする。

2 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等に基づいて行う。
- (2) 参加者が5者を超える場合には、政策企画部政策企画課において、別表の審査基準に基づく書面審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評価された5者により、委員会において企画提案書等に基づく審査を行う。
- (3) 参加者が5者以下であった場合には、一次審査は行わないものとする。
- (4) 委員会の委員は、企画提案書等について、別表の審査基準に基づく書面審査を行い、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。
- (5) (4)の評点の合計に基づき、委員ごとに上位3位まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）を付し、それを委員会で合計した総得点により順位をつけて、最高位の1者を県に報告する。
なお、総得点と同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、委員会において合議の上、総合順位を決定するものとする。
- (6) 参加者が1者のみであった場合であっても、委員会において企画提案書等に基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。

3 審査結果の通知

審査結果は、各参加者に書面で郵送により通知する。

(別表)

「いわて幸福白書 2026」作成業務に係る企画提案審査基準

審査項目	審査の観点	配点
(1) 業務目的の理解	「いわて幸福白書 2026」作成の趣旨や目的を十分に理解した内容となっているか。	10
(2) 企画提案力	ア 企画の内容・方法等について、発想やアイデアが優れており、対象の関心を引きつけ、理解を一層深める構成となっているか。	15
	イ 県民をはじめ、県内外の幅広い方々の共感を得ることができる内容となっているか。	20
	ウ 全体として統一感があり、魅力的なレイアウトやデザインで構成され、かつ、見やすく分かりやすい体裁となっているか。	20
	エ 「いわて県民計画 (2019~2028)」の周知や理解促進が図られる内容となっているか。また、その工夫がなされているか。	20
(3) 業務遂行能力	ア 提案内容を確実に履行できる組織体制であるか。	10
	イ 履行期限を考慮した作業スケジュールであるか。	
(4) 積算内訳	ア 積算単価や数量は妥当なものであるか。	5
	イ 提案内容と整合性はとれているか。	
合計		100